



# INFORMATION

●市役所からのお知らせ

## ■市営墓地の 使用者を募集中

平和公園(泉・19区画)

南西墓地(豊岩・2区画)

受け付けは9月25日(火)までの平日。詳しくは広報あきた9月7日号7ページをご覧ください。☎(866)2074

9月21日(金)~30日(日)  
秋の全国交通安全運動

9月30日(日)は「交通事故死ゼロをめざす日」です。交通ルールとマナーを遵守し、子どもと高齢者を交通事故から守りましょう。

問い合わせ 交通政策課  
☎(866)2035

## 1 御野場地域センター が移転します

御野場地域センターは、南部市民サービスセンター(仮称)建設のため、10月1日(月)から四ツ小屋児童センター敷地内(四ツ小屋小学校向かい)に移転します。また、これに伴い、併設されている南地区コミュニティセンターは9月30日(日)で閉館します。

●問い合わせ 生活総務課

☎(866)2036

## 2 納税をPRする 標語を募集します

市税の役割や意義をPRする標語を、市と納税貯蓄組合連合会の共催で募集します。応募は秋田市在住者のみで、1人2点まで。入選者には賞状と記念品を贈呈し、作品は封筒やステッカーなど納税PRに活用します。

## 3 災害時のし尿くみ取り 収集協定に新項目を 追加しました

災害時に円滑にし尿くみ取りを行うため、市と収集運搬業者6社で締結している「災害時におけるし尿くみ取り業務に関する協定」に、新たに次の項目を追加しました。

■浄化槽汚泥を収集する

■収集経費について、災害発生からお

おむね1週間以内は業者が負担する

●問い合わせ 向浜事業所

☎(865)1107

## 4 国保年金課から お知らせ

国民健康保険の新しい被保険者証を  
お送りします

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限が9月30日のかたへ、新しい被保険者証を世帯主あてに9月21日(金)以降に郵送します。簡易書留でお送りしますので、受け取る時は受領印が必要です。新しい被保険者証は医療

機関で受診する時に必ず窓口に出してください。

70歳以上のかた 負担割合が書かれた「国民健康保険高齢受給者証」も一緒に医療機関の窓口へ出してください。

●問い合わせ 国保年金課国保年金資格担当 ☎(866)2097

解雇や倒産などにより離職したかたの  
国民健康保険税を軽減します

次の①④をすべて満たすかたの国民健康保険(国保)税を軽減します。

①以前から国保に加入している、または離職により新たに国保に加入する

②離職日の翌日時点で65歳未満

③平成21年3月31日以降に離職した

④雇用保険受給資格者証の交付を受け、その離職理由が、雇用保険法で

定める「特定受給資格者(解雇、倒産など)」か「特定理由離職者(病気、

出産、育児など)」に該当する

\*雇用保険受給資格者証について詳しくは、ハローワーク秋田へお問い合わせ

ください。☎(864)4111

軽減内容 平成22年度以降で離職日の翌日が属する年度とその翌年度において、「前年中の給与所得」を本来の金額

の30割として国保税額を計算します。

申請手続き 世帯主(家族の代理可)が、軽減対象者の雇用保険受給資格者

証(同時に国保に加入するかたは加入していた健康保険の資格喪失証明書)を

持って、国保年金課3番窓口、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービス

センター、アルヴェ駅東サービスセン

身体障がい者のかたが対象

## 市職員採用試験



■採用予定 行政(一般行政事務)1人

■試験日 11月10日(土)

■試験会場 市役所議場棟第3・第4委員会室

■試験方法 一般教養試験(高校卒業程度)、  
作文・個別面接試験

### ■受験資格(次の要件をすべて満たすかた)

- ①昭和58年4月2日～平成7年4月1日に生まれたかた(学歴は問いません)
- ②身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級～6級のかた
- ③自力で通勤ができ、介護者なしに職務を遂行できるかた
- ④一般的な活字印刷による出題に対応できるかた
- ⑤口述による面接試験に対応できるかた

### ■受験案内書(9月24日(月)から下記で配布開始)

- 市役所1階総合案内 ●3階人事課 ●北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター
  - アルヴェ駅東サービスセンター
  - 秋田市東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目4-1日本都市センター会館11階)
- \*市ホームページからダウンロードもできます。

受付期間 10月9日(火)から19日(金)(必着)まで  
受付場所 人事課(市役所3階)☎(866)2012

## リサイクルプラザの 作業訓練生を募集中!

秋田市リサイクルプラザ(河辺豊成)で、空きびん選別などの業務に3年間従事する知的障がい者の作業訓練生(パートタイマー)を募集しています。

### ■対象(秋田市民で次の要件をすべて満たすかた)

- ①療育手帳がある、または知的障がいの判定を受けたかた
- ②昭和53年4月2日～平成7年4月1日に生まれたかた
- ③在宅、または特別支援学校など来年3月31日までに卒業見込みのかた
- ④自立した日常生活、空きびん選別などの作業、自主通勤(バス通勤)ができるかた
- ⑤過去にリサイクルプラザに在籍したことがないかた



リサイクルプラザ

### ■選考 現場実習と面接。就労は来年4月1日から

秋田市総合振興公社(河辺豊成)、障がい福祉課(市役所福祉棟1階)で配布している募集要項で10月17日(水)(必着)まで。詳しくは、秋田市総合振興公社へ。☎(829)3568

応募方法

## 秋田市障がい者虐待防止センターを開設

**New!**

10月1日(月)から、障がい福祉課内に「障がい者虐待防止センター」を開設します。障がい者への虐待を見つけたり、虐待を受けた障がい者のかたはセンターにご連絡ください。☎(866)8835



### わかさ相談電話をご利用ください

少年の悩みや心配事の相談に電話で応じます。来所相談も対応します。相談専用電話☎(862)3225  
相談日時▶月曜日は午前10時～午後4時、火曜～金曜日は午前9時～午後4時(年末年始・祝日を除く)  
相談場所▶少年指導センター(市役所3階子ども総務課内)

## 5 フロンティア農業者 研修生を募集します

新しく農業を始めたかた、既就農者で新しい部門を始めたかたを対象に、必要な技術を学ぶ研修です。期間は平成25年4月～27年2月の約2年間。月額7万5千円(予定)の奨励金を

1、岩見三内・大正寺の各連絡所へ  
\*平成23年3月31日～平成24年3月30日に離職したかたは、今年度も軽減対象です。すでに申請したかたは、再度申請する必要はありません。  
●問い合わせ 国保年金課賦課担当  
☎(866)2099

## 6 国民年金保険料の後 納制度が始まります

これまでは、国民年金保険料を納めたまま2年を超えると保険料を納

支給します。応募は10月10日(水)まで。  
応募資格 農協組合長または学校長などの推薦を得ることができたかたで、研修終了後、市内で確実に就農が可能  
な40歳未満(申請時)のかた  
選考方法 書類審査、面接審査  
研修会場 秋田県農林水産技術センター関係試験場(農業・果樹・畜産)  
●問い合わせ 農業農村振興課  
☎(866)2116

めることができず、今年10月から3年間に限り、過去10年以内に納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が始まります。  
過去10年以内の保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。ご自身の年金記録は「ねんきんネット」のホームページで確認できます。http://www.nenkin.go.jp/  
\*後納制度の利用には事前申し込みによる審査が必要です。審査結果により制度を利用できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。  
●問い合わせ 国民年金保険料専用ダイヤル☎0570011050または秋田年金事務所☎(865)2391